

最高裁秘書第917号

令和6年4月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年3月10日付け（同月13日受付、第050403号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので、通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

模擬裁判の成果と課題—裁判員裁判における公判前整理手続、審理、評議及び判決並びに裁判員等選任手続の在り方（平成21年1月7日頃の文書）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。